

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2026年 6月 8日

東大阪市長 殿

提出者

住 所 大阪市中央区道修町4-5-17

氏 名 (株)森組 大阪本店
取締役常務執行役員大阪本店長 宮本 貴彰
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6222-5093

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和7
年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	(株)森組 大阪本店		
事業場の所在地	大阪市中央区道修町4-5-17		
事業の種類	D06 建設業/ 総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	5,430 t	全処理委託量	5,430 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	2,900 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	5,430 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(第3面)

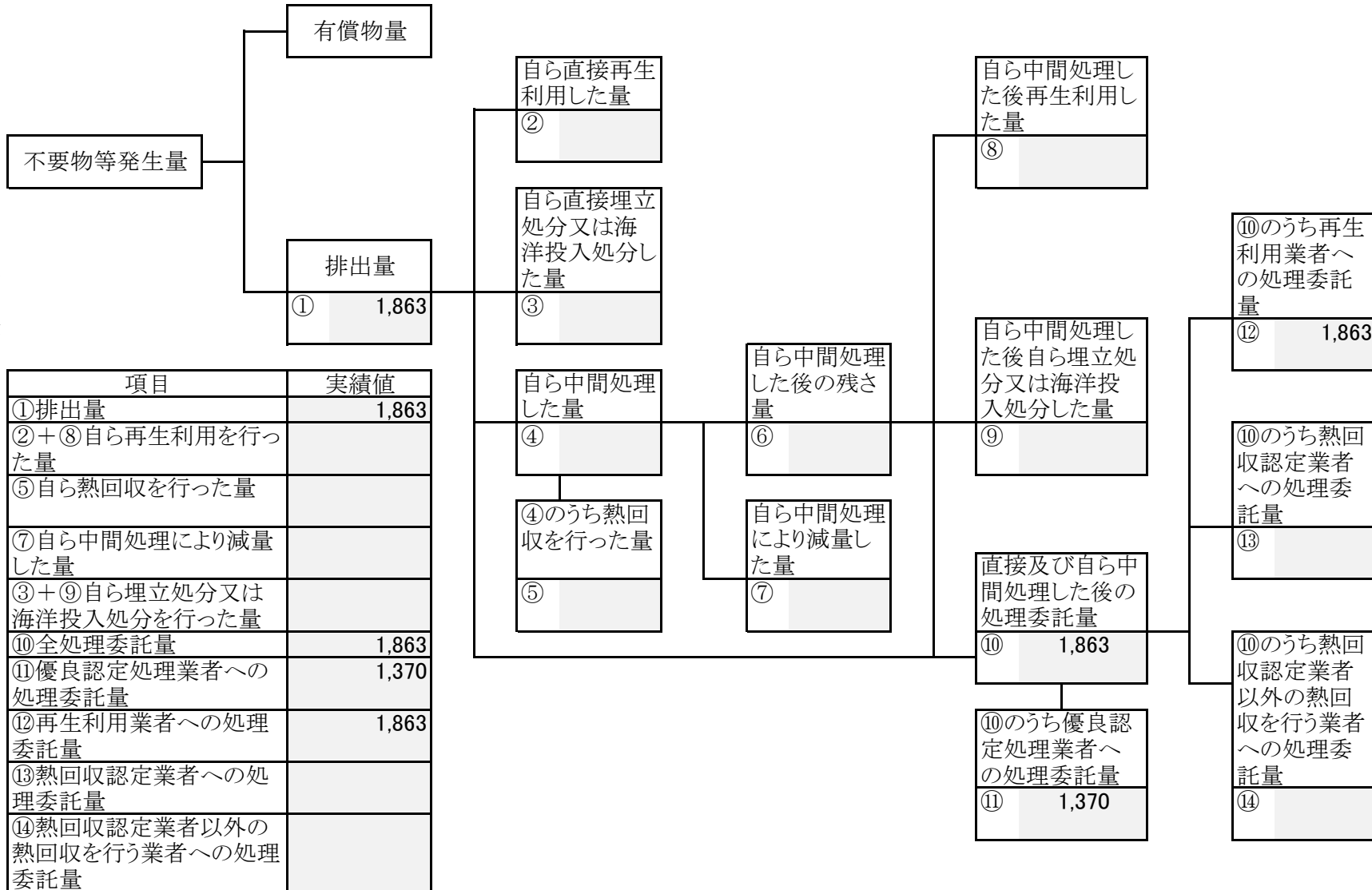
備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

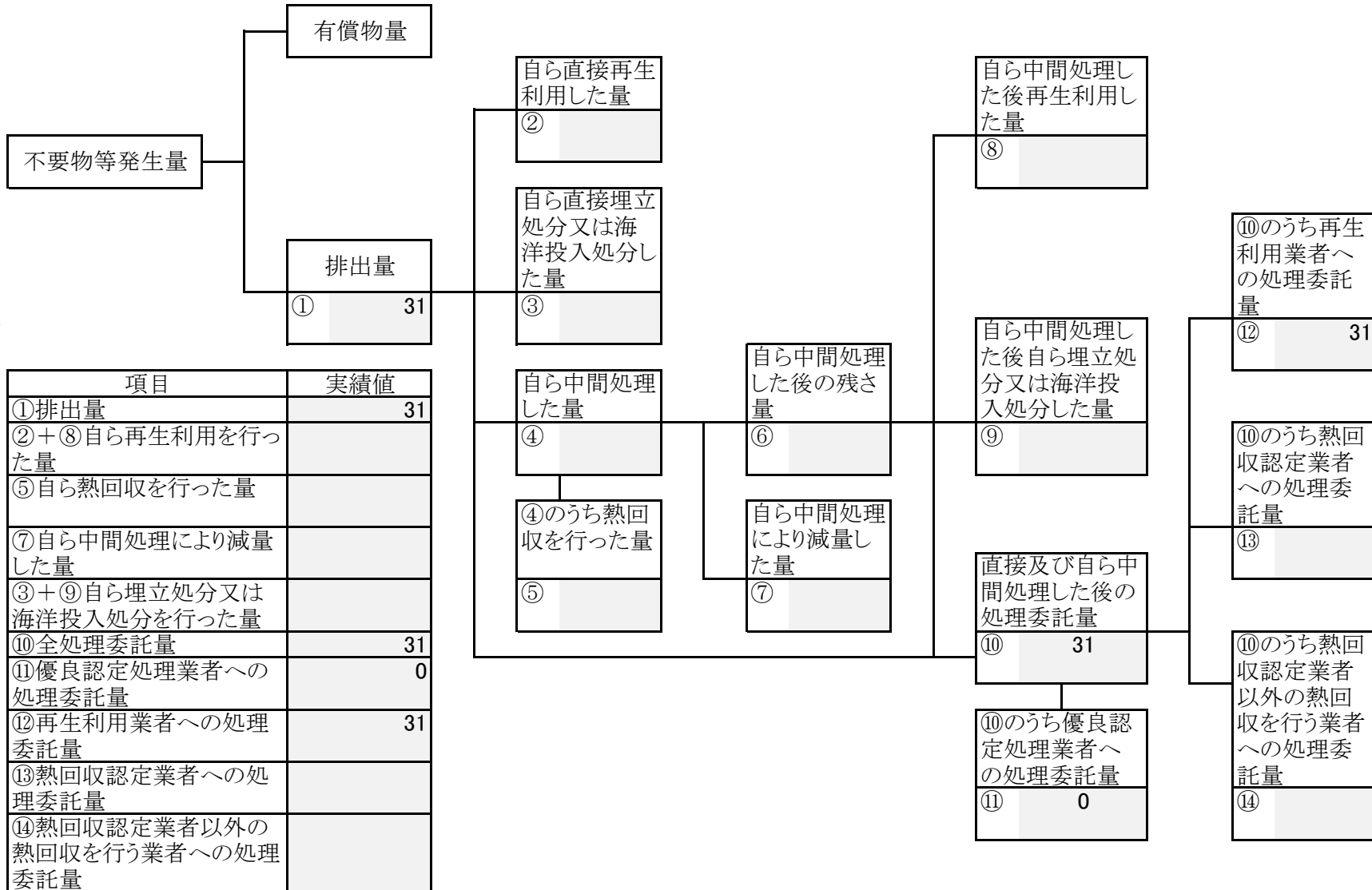
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)

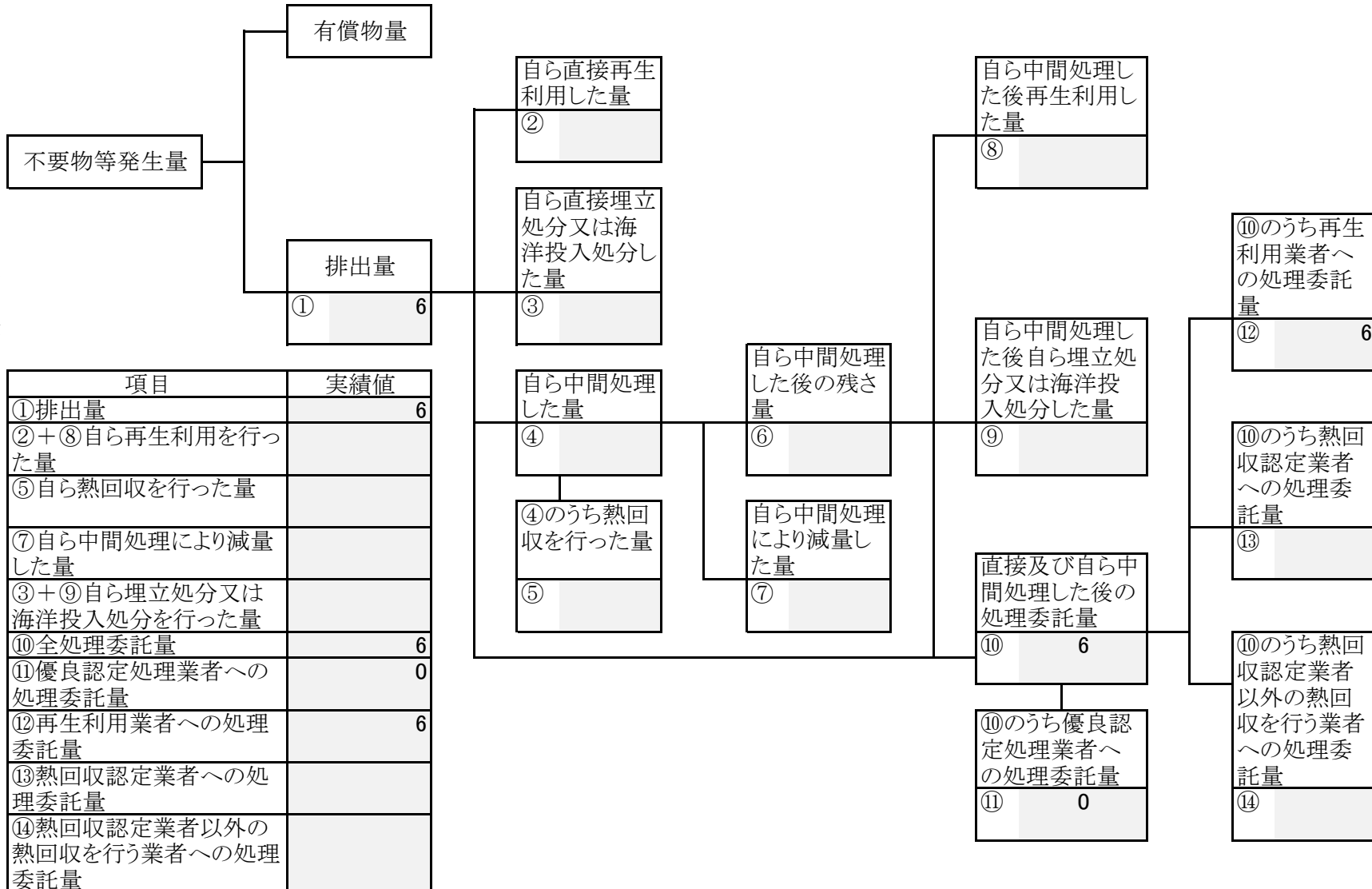
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 紙くず)

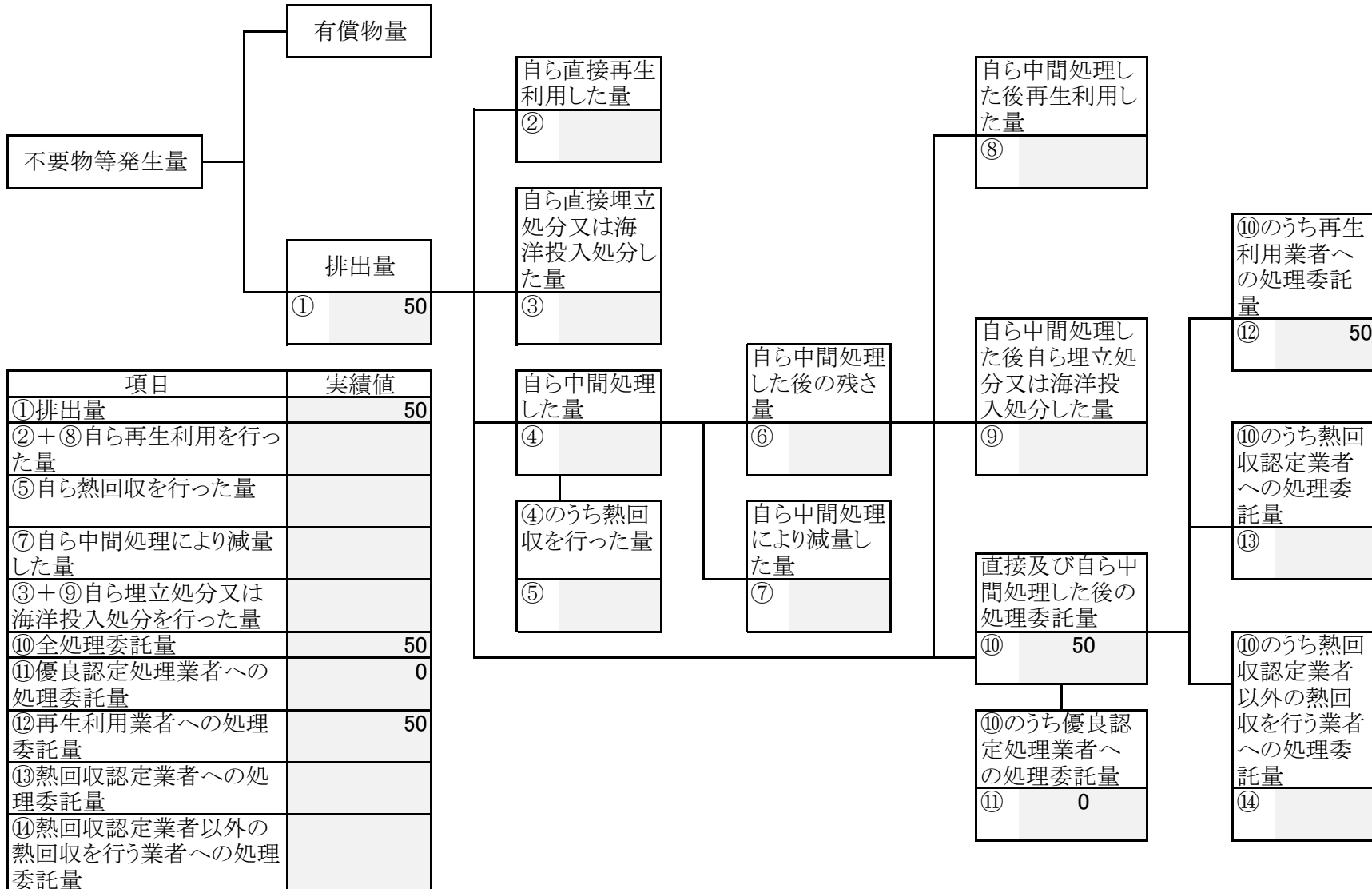
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)

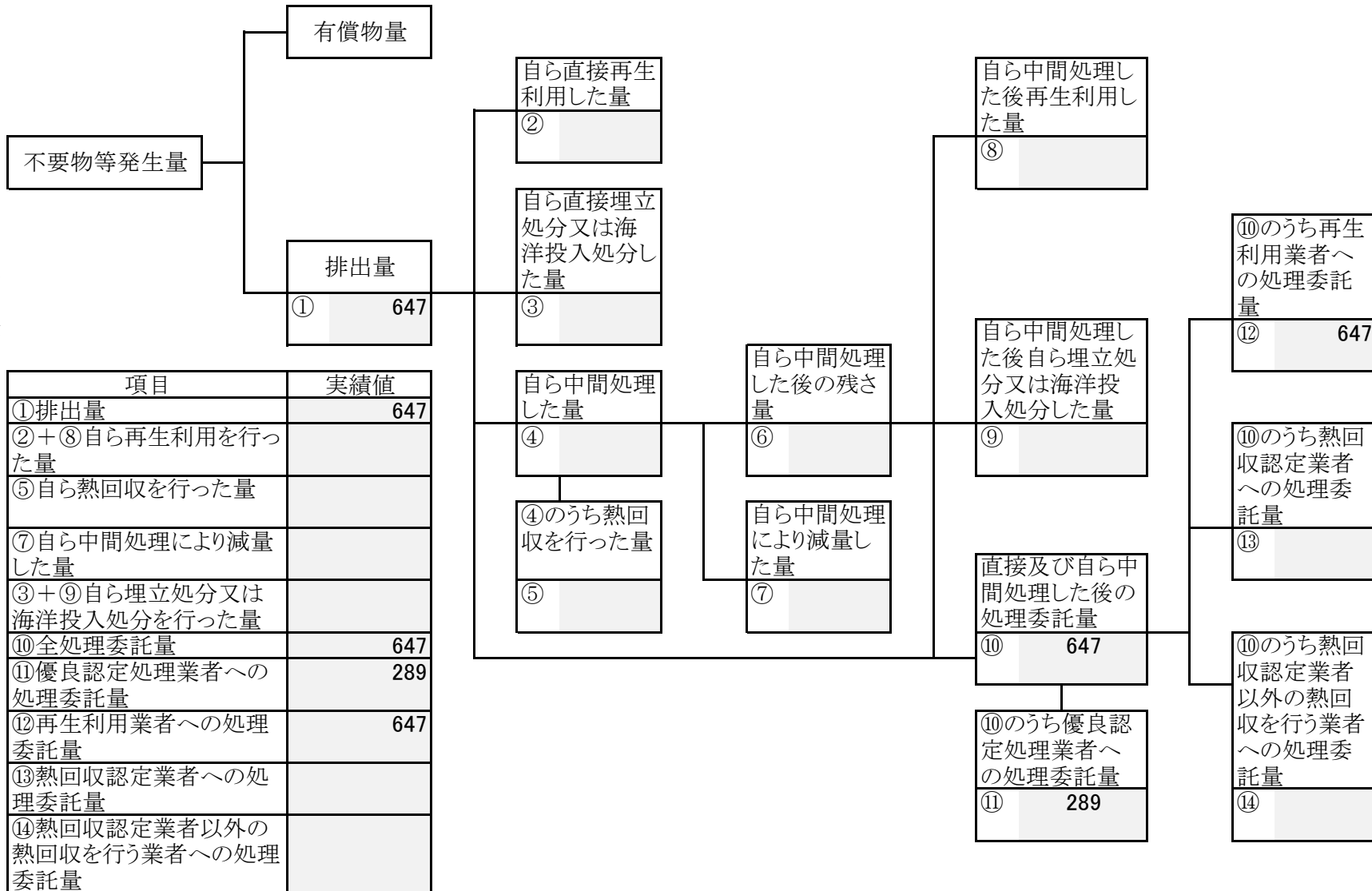
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **がれき類**)

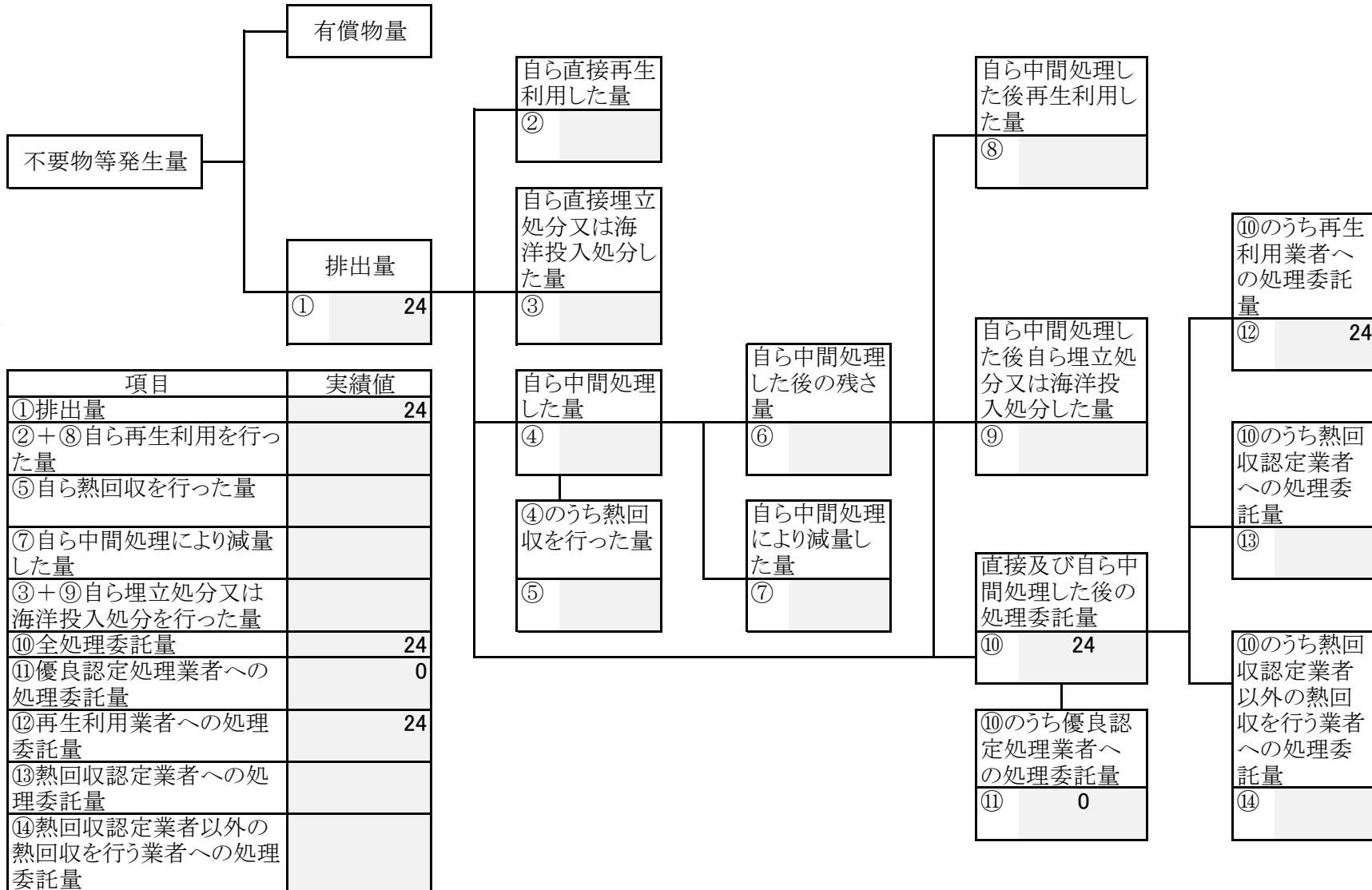
(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 混合廃棄物)

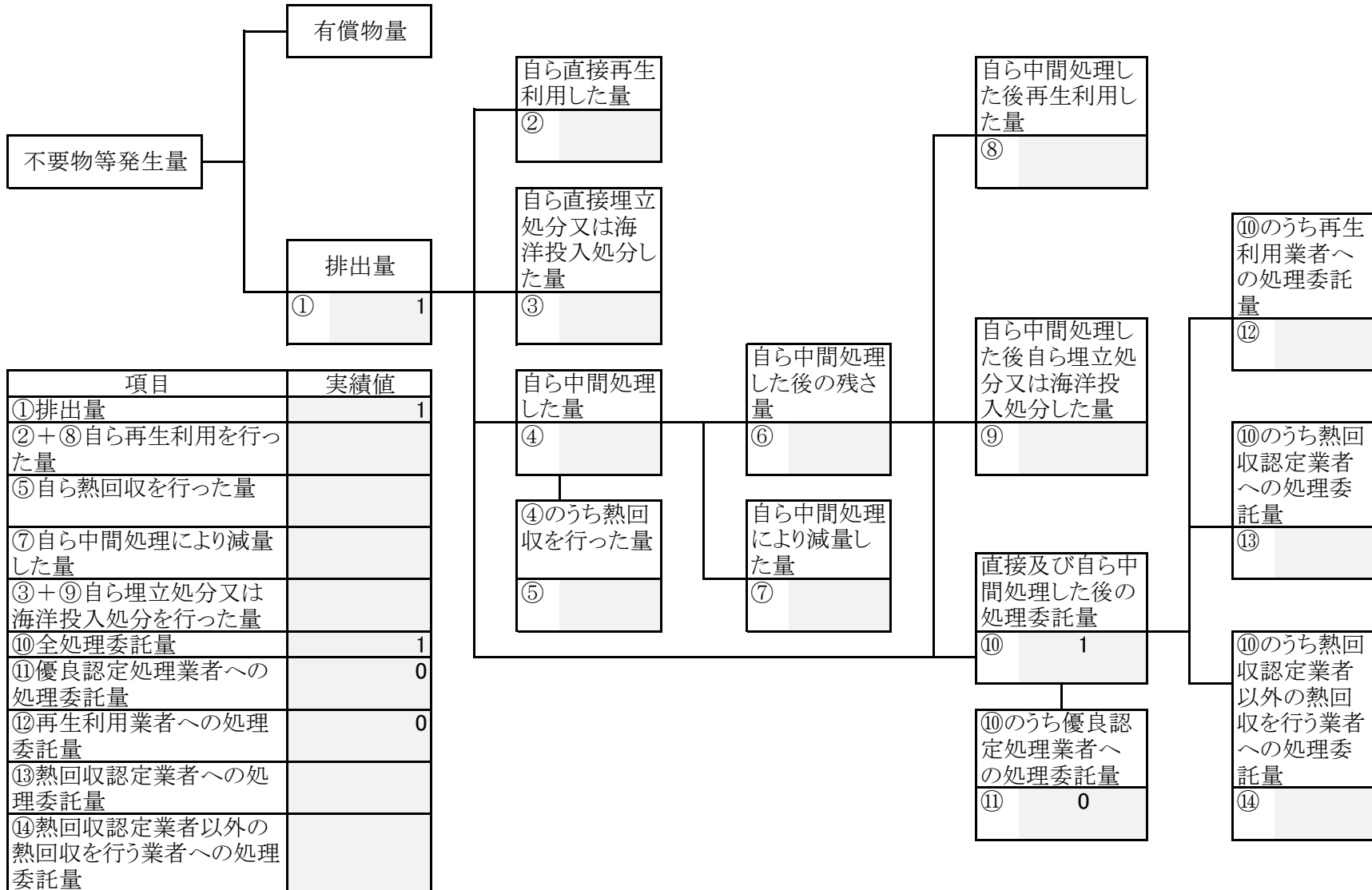
(第2面)



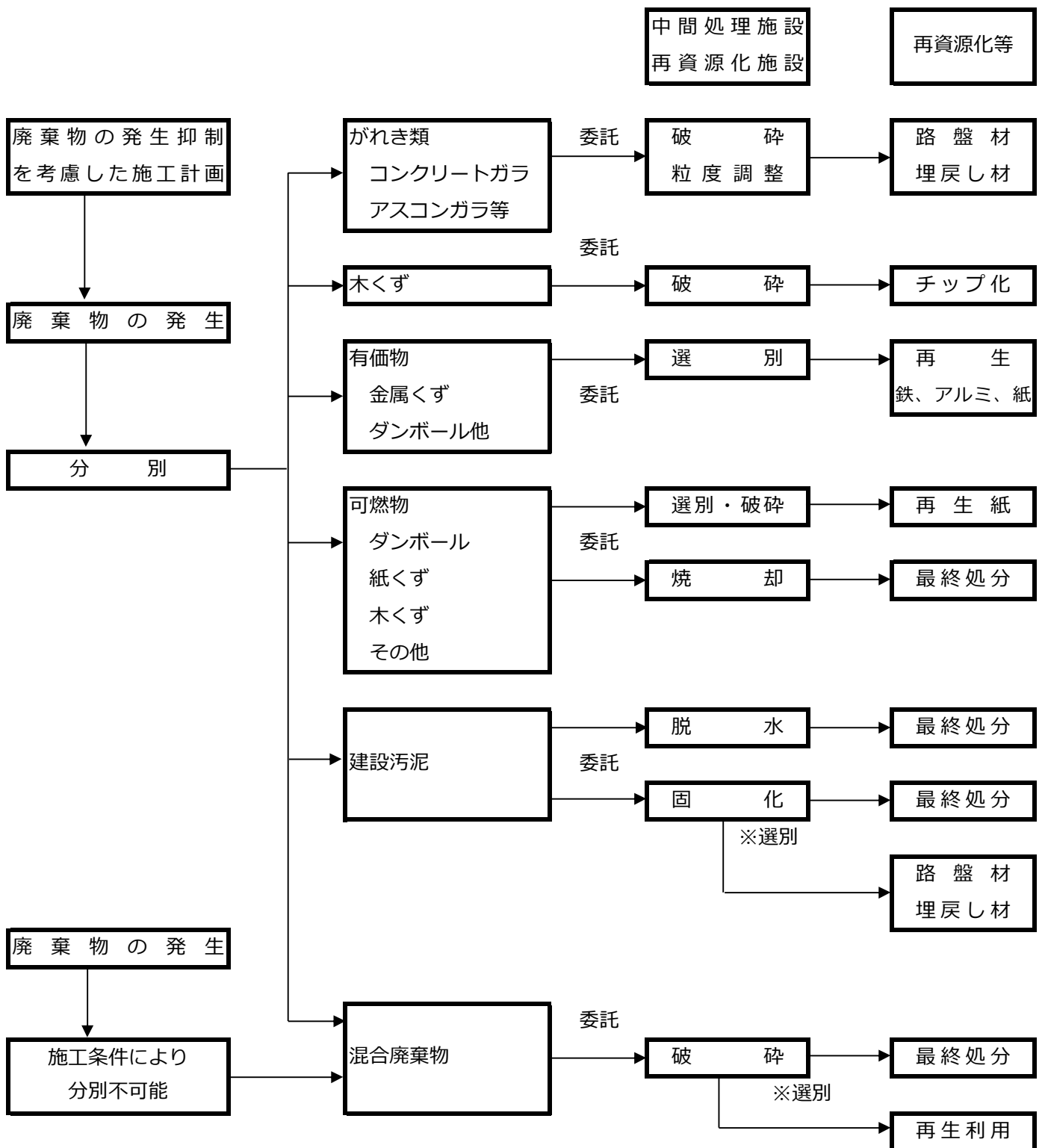
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 石綿含有産業廃棄物)

(第2面)



産業廃棄物の処理工程



廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所 属：安全・品質環境部	担当役員
廃棄物担当		組織名：安全・品質環境部	組織人数：12人
役 割	環境委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 委員長—社長 ・ 委員—関連部門長 ・ 事務局—安全・品質環境部	
	廃棄物処理 統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物管理規程の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物管理 作業所長	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項	

【産業廃棄物管理体制】

